

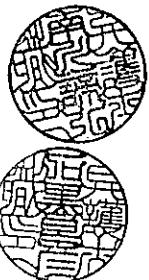
訴 状

令和 5 年 8 月 3 日

奈良地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

南川 諦 弘



同 弁護士

石黒 良 彦

〒 636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 1 番 23 号

原 告

王 寺 町

上記代表者町長

平井 康之

〒 630-8013 奈良市三条大路 1 丁目 7 番 12 号

佐藤公一法律事務所

原告訴訟代理人弁護士

南川 諦 弘

〒 630-8215 奈良市東向中町 6 番地

(送達場所) 奈良県経済俱楽部会館 3 階 308 号室

おおみね法律事務所

原告訴訟代理人弁護士

石黒 良 彦

電 話 0742-81-8500

F A X 0742-81-8523

〒 639-0261 奈良県香芝市尼寺 615 番地

被 告

香芝・王寺環境施設組合

上記代表者組合管理者

福岡 憲 宏

分担金返還請求事件

訴訟物の価額 金2,921,178円

貼用印紙額 金20,000円



請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2,921,178円及びこれに対する令和5年4月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者について

- 1 原告は、地方自治法第1条の3所定の普通地方公共団体であり、被告の構成団体である。
- 2 被告は、ごみ焼却施設の設置と、これに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で行うことを目的に、香芝市と原告を構成団体として昭和51年9月に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）である（甲第1号証「被告HP「組合の紹介」」）。

第2 被告における経費について

- 1 被告は、昭和57年6月に、一般廃棄ごみ処理施設「美濃園」（香芝市尼寺615番地）を建設してから、約40年にわたり操業を続け、構成団体の一般廃棄物の処理を行ってきた。

- 2 その事務を実施するためには、各事業年度ごとに、構成団体である原告と香芝市がそれぞれ納付する分担金により賄われている。
- 3 組合管理者の任期は2年であり、以前は、慣例により、香芝市長と原告町長が交互に務めていたが、現在では香芝市長が継続して務めている。

第3 令和4年度の分担金返還請求権の未払部分の発生について

1 令和4年度の分担金の清算に至る過程について

- (1) 令和5年2月17日、被告事務局から、組合副管理者である原告町長に対し、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算について説明する機会に、令和4年度の年度末に清算予定の原告分担金の返還額が7,171,000円になる予定であること、そこから、被告が香芝市に対して支払う事務管理費用のうち原告の負担部分にあたる2,921,178円を相殺し、その残額を返還する予定であるとの報告がなされた。
- (2) しかし、被告が香芝市に支払う事務管理費用とは、過去に香芝市が施工し、同市において既に事業費の決算も終えている香芝市道（香芝市尼寺3丁目地内（尼寺池東側））の建設事業費や香芝市地域交流センター（香芝市白鳳台1丁目）の建設事業費であり、それを、香芝市長でもある被告の組合管理者が、被告が新設する焼却場の地元対策のためであるから被告規約の「共同処理する事務」に該当するとして、構成団体である原告の反対にもかかわらず、民法の事務管理の規定を実質的な根拠に、香芝市との間

で締結した覚書や協議書に基づいて、香芝市の請求に応じて被告の予算から支払おうとしているもののことであり、その是非をめぐり、現在、訴訟が行われている（奈良地方裁判所令和5年（行ウ）第1号 債務不存在確認請求事件。原告：王寺町、被告：香芝・王寺環境施設組合、被告補助参加人：香芝市）。

- (3) そこで、原告町長は、原告分担金の返還額から、被告が事務管理費用の原告負担分であると主張する金額を相殺することに反対の意思を表示し、7,171,000円の全額を返還するよう主張した。
- (4) そして、令和5年3月9日、原告町長は、被告の副管理者として、令和4年度の分担金の清算金額についての通知書の起案に決裁を求められた際にも、その起案では、原告の反対を無視し、香芝市に対する事務管理費用の支払分が相殺されていたため、「否」という記載を行い、承認を拒否した。

2 令和4年度の分担金の返還と不足分の返還請求について

- (1) 令和5年3月16日、組合副管理者が否決の意思表示をしたにもかかわらず、組合管理者の決裁により、「令和4年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について」（甲第2号証）が原告に送付された。

そこには、「なお、令和4年11月1日付香王環第175号で王寺町に請求した令和4年香芝・王寺環境施設組合分担金（令和4年10月26日締結 協議書分）金2,921,178円の入金がなされていないため、令和5年3月31日付で戻入額から徵

収します。」と記載され、香芝市が被告に請求する事務管理費用の原告負担分 2, 921, 178 円を、清算後の分担金の返還額から相殺する旨が記載されていた。

- (2) それに対し、原告町長は、被告に、清算により本来返還されるべき分担金全額の返還を求めて、「令和 4 年度香芝・王寺環境施設組合分担金返還額について」（甲第 3 号証）を送付した（甲第 3 号証の「裁判の結果が出ていない段階で、上記請求を戻入額から徴収されることは、組合運営における信頼関係をも破壊する行為であることをご認識いただくとともに、組合事務の混乱を招く恐れがあることからも、再考いただき、全額返還いただきますようお願いします。」との記載。）。
- (3) 令和 5 年 4 月 28 日、原告町長の全額返還の要求にもかかわらず、香芝市に支払う事務管理費用の原告負担分であると被告が主張する 2, 921, 178 円を控除した 4, 249, 822 円だけが、南都銀行王寺支店の原告口座に返還されてきた（甲第 4 号証「領収証書」、甲第 5 号証「戻入命令書」）。
- (4) 令和 5 年 5 月 1 日、原告町長は、返還金の不足分である 2, 921, 178 円の返還を求め、被告組合管理者宛てに「令和 4 年度香芝・王寺環境施設組合分担金返還額の不足について」（甲第 6 号証）を送付した。
- (5) しかし、それに対する回答はなく、反対に、令和 5 年 5 月 10 日、被告組合管理者から、令和 5 年度においても、香芝市に対し、事務管理費用として上記市道の建設事業費や上記香芝市地域交流センターの建設事業費を支払うことを前提に、その原告負担分も

含めた令和5年度組合分担金の請求が送付され、そのことで、被告が清算により返還すべき分担金のうち2,921,178円については今後も返還する意思がないことが明らかにされた。

そこで、原告も、被告との協議において解決することは困難であると判断し、法的判断を仰ぐため、令和5年6月14日、王寺町議会の令和5年第2回定例会における議決を経て（甲第7号証「議第38号「訴えの提起について」」）、本件訴えを提起するに至った。

第4 本件訴訟の法的性格について

1 本件訴訟の法的性格は、一部事務組合において当該年度における清算の結果生じた構成団体に返還されるべき分担金の返還をめぐる係争であり、公法上の当事者訴訟である（行政事件訴訟法第4条）。

第5 結語

よって、原告は被告に対し、被告一部事務組合の規約（甲第8号証「香芝・王寺環境施設組合規約」）第12条（経費の負担区分）に基づき、令和4年度決算の結果、返還されるべき分担金の残額である金2,921,178円の返還及びこれに対する令和5年4月29日から支払い済みまで年3分の割合の遅延損害金の支払いを求める。

以上